

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 法人には次の役員を置く。

- (1) 理事6名
- (2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を業務執行理事とすることができます。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は法令及び定款で定めるところにより法人を代表し、業務を執行し、業務執行理事は理事会で別に定めるところにより、法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自身の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において決議された額の範囲内で報酬等を支給することができる。

(職員)

第22条 法人に職員を置く。

2 法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第23条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) 法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、理事（当該事項について決議できる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示があった場合（監事が当該事項について異議を述べたときを除く。）、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 理事長及び当該理事会に出席した監事は署名、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 法人の資産はこれを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は別紙に掲げる財産をもって構成する。
3 その他財産は基本財産以外の財産とする。
4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるために必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には福岡県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金の融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 法人の資産は理事会の定める方法により理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。
3 前項の規定に関わらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。また変更の場合も同様とする。

- 2 前項の書類については主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 法人の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものその他、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第36条 法人は社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て福岡県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものと除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 法人の公告は、社会福祉法人 福沢会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は理事会において定める。

附則

法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理事長 福澤 賢治

理事 森村 正二

理事 鍋塚 登喜郎

理事 城戸 正明

理事 渡邊 進一郎

理事 前田 俊英

理 事 瓜 生 金 吉
監 事 朝 限 潤 二
監 事 渡 邊 恭 男

別 紙

区分	物件番号	所在地	物件の表示			摘要
土地	1	糟屋郡篠栗町大字若杉字切通	(地番) 1402番1	(地目) 宅地	(地積)m ² 3,403.00	篠栗園敷地
	2	同所字同	1402番9	宅地	974.00	篠栗園敷地
	小計	2 筆			4,377.00	
建物	3	同所字同	(家屋番号) 1402番9	(種類) 療護所	(床面積)m ² 3,168.21	篠栗園園舎
	小計	1 棟			3,168.21	